

国立大学法人豊橋技術科学大学職員給与規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 48 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人豊橋技術科学大学職員就業規則（平成 16 年度規則第 10 号。以下「就業規則」という。）第 23 条の規定により、国立大学法人豊橋技術科学大学（以下「本法人」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第 3 条 職員（外国人研究員を除く。）の給与の種類は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に掲げる区分に定める。

(1) 基本給は、本給及び本給の調整額とする。

(2) 諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、特別業務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 外国人研究員の給与の種類は、本給、地域手当及び通勤手当とする。

(給与の支払)

第 4 条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労基法第 24 条に基づく協定に定めるものは、その職員に支払うべき給与からその金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(給与期間)

第 5 条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給日)

第 6 条 本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び本給の調整額は、その月の月額的全額を毎月 17 日に、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当及び特別業務手当は、その月の分を翌月 17 日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月 17 日を「支給日」という。）が日曜日に当たる場合は、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たる場合は、支給日の前日に、支給日が月曜日で、かつ、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる場合及び支給日が火曜日で、かつ、国立大学法人豊橋技術科学大学に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 16 年度規程第 36 号。以下「勤務時間規程」という。）第 8 条第 4 号に規定する休日に当たる場合は、支給日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日（この項において、6 月 30 日及び 12 月 10 日を「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たる場合は、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たる場合は、支給日の前日に支給する。

(本給の支給)

第7条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇給等により号給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日まで本給を支給する。

3 職員が死亡した場合には、その月まで本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その本給は、その給与期間の現日数から勤務時間規程第8条、第9条及び第10条の規定に基づく休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項の規定に定めるもののほか、本給の支払いについて必要な事項は、国立大学法人豊橋技術科学大学職員本給等の支払いに関する細則(平成16年度細則第6号)によるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条 第21条及び第33条から第35条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を、160(1箇月当たりの平均勤務時間数)で除して得た額とする。

2 前項の本給の月額には、第37条の規定による本給の調整額が含まれた額をいい、前項の「これに対する地域手当及び広域異動手当の月額」とは、同項の本給の月額に地域手当及び広域異動手当の支給割合(第26条の2第4項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定を適用した場合に得られる支給割合)をそれぞれ乗じて得た額をいう。

(端数計算及び処理)

第9条 第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第33条から第35条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

2 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本給)

第10条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、その職務の複雑、困難及び責任の度により、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 本給は、本給表に定める級号給により支給するものとし、本給の決定について必要な事項は、国立大学法人豊橋技術科学大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則(平成16年度細則第5号。以下「初任給等基準細則」という。)により決定する。

(本給表の種類)

第11条 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。

(1) 一般職本給表(一)(別表第1)

(2) 一般職本給表(二)(別表第2)

(3) 教育職本給表(別表第3)

(4) 医療職本給表(別表第4)

2 前項に規定する、各本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。

(1) 第1号の適用を受ける者 事務職員及び技術職員

- (2) 第2号の適用を受ける者 自動車運転手, 営繕手, 用務員及び労務作業員
- (3) 第3号の適用を受ける者 教授, 准教授, 講師, 助教, 助手及び外国人研究員
- (4) 第4号の適用を受ける者 看護師

3 職員の職務は, その複雑, 困難及び責任の度により初任給等基準細則に定める職務の級に分類するものとし, かつ, 予算の範囲内で定める。

4 就業規則第18条の規定により再雇用された職員(以下「再雇用職員」という。)の本給は, その者に適用される本給表の再雇用職員の欄のうち, その者の属する職務の級に応じた額とする。

(初任給)

第12条 新たに本給表の適用を受ける職員となった者の号給は, 初任給等基準細則により決定する。

(昇格)

第13条 学長は, 勤務成績が良好であり, かつ, 別に定める昇格基準に達した職員を上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させる場合, その者の号給及びこれを受けることとなる期間については, 初任給等基準細則により決定する。

(降格)

第14条 学長は, 就業規則第11条の規定により降任させた職員を, 下位の級に降格させることができる。

2 職員を降格させる場合, その者の号給及びこれを受けることとなる期間については, 初任給等基準細則により決定する。

(昇給)

第15条 職員の昇給は, 別に定める場合を除き, 毎年1月1日に, 同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて, 行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は, 前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては, 3号給)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(一般職本給表(二)の適用を受ける職員にあっては, 57歳)を超える職員に関する前項の規定の適用については, 同項中「4号給(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては, 3号給)」とあるのは, 「2号給」とする。

4 職員の昇給は, その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は, 予算の範囲内で行わなければならない。

6 第1項から前項までに規定するもののほか, 職員の昇給に関し必要な事項は, 初任給等基準細則に定める。

第16条 削除

第17条 削除

(休職者の給与)

- 第 18 条 職員が業務上の事由に起因して負傷し、若しくは疾病により、長期の休養を要する場合において、就業規則第 14 条第 1 項第 1 号に規定する事由に該当して休職にされた場合は、その休職の期間中、給与の全額を支給する。ただし、労基法第 76 条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）第 14 条による休業補償給付を受ける場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。
- 2 職員が労災保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤により負傷し、若しくは疾病により、長期の休養を要する場合において、就業規則第 14 条第 1 項第 2 号に規定する事由に該当して、休職にされた場合には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。ただし、労基法第 76 条による休業補償及び労災保険法第 22 条の 2 による休業給付を受ける場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。
- 3 職員が業務外の事由に起因して結核性疾患にかかり負傷し、若しくは疾病により、長期の休養を要する場合において就業規則第 14 条第 1 項第 2 号に規定する事由に該当して休職にされた場合は、その休職の期間が 2 年に達するまでは、これに本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「本給等」という。）のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
- 4 職員が前 2 項以外の心身の故障により長期の休養を要する場合において、就業規則第 14 条第 1 項第 2 号に規定する事由に該当して休職にされた場合は、その休職の期間が 1 年に達するまでは、本給等のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
- 5 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する休職にされた場合は、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第 14 条第 1 項第 4 号、第 5 号若しくは第 9 号に規定する休職にされた場合は、その休職の期間中、本給等のそれぞれ 100 分の 70 以内（ただし、第 9 号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害若しくは労災保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤による災害（派遣職員の派遣先の業務上の災害又は労災保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100 分の 100 以内）を支給することができる。
- 7 就業規則第 14 条第 1 項第 7 号の規定により派遣され休職にされた職員（以下「派遣職員」という。）には、その休職の期間中、本給等のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。
- 8 前項の規定による派遣職員の給与の支給について必要な事項は、国立大学法人豊橋技術科学大学国際機関等への派遣職員の給与支給細則（平成 16 年度細則第 7 号）によるものとする。
- 9 第 2 項から第 7 項までの規定による本給、地域手当及び広域異動手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
- 10 就業規則第 14 条第 1 項第 6 号、第 8 号及び第 10 号の規定により、休職にされた職員には、その休職の期間中給与は支給しない。

(育児休業者等の給与)

第 19 条 就業規則第 39 条第 1 項の規定により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定める。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間）がある職員については、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手

当を支給する。

- 2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号給を調整等することができる。
- 3 職員が国立大学法人職員の育児休業等に関する規程（平成16年度規程第40号。以下「育児休業規程」という。）第16条に規定する育児部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しない場合には、第21条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 4 この規定に定めるもののほか、育児休業者等の給与の支給について必要な事項は、国立大学法人豊橋技術科学大学育児休業職員給与支給細則（平成16年度細則第8号）によるものとする。

（介護休業者等の給与）

第20条 就業規則第40条第1項の規定により介護休業等をする職員の給与については、次の各号に定める。

- （1）介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- （2）前号の規定にかかわらず、基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間）がある職員については、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
- 2 介護休業をした職員が職務に復帰した場合には当該介護休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号給を調整等することができる。
- 3 職員が国立大学法人職員の介護休業等に関する規程（平成16年度規程第41号。以下「介護休業規程」という。）第12条に規定する介護部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しない場合には、第21条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 4 この規定に定めるもののほか、介護休業者等の給与の支給について必要な事項は、国立大学法人豊橋技術科学大学介護休業職員給与支給細則（平成16年度細則第9号）によるものとする。

（給与の減額）

第21条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の本給に対応する額、地域手当に対応する額及び広域異動手当に対応する額を、次に定めるところにより計算し、それぞれその次の給与期間以降の本給、地域手当及び広域異動手当から差し引く。ただし、退職及び休職等の場合において減額すべき給与額が、本給、地域手当及び広域異動手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引く。

（1）本給に対応する額の減額について

（当該給与期間における給与の支給日において支給されるべき本給の額） -

$$\{ (\text{本給の月額}) \div (160 (1 \text{ 箇月の平均勤務時間数})) (\text{円位未満四捨五入}) \} \\ \times \text{勤務しない時間数}$$

ただし、給与期間において勤務すべき全時間数を勤務しないとき、給与期間に対する本給の額より大であるか又はこれに等しい場合は、次に定めるところにより計算する。

（当該給与期間における給与の支給日において支給されるべき本給の額） -

（勤務しなかった給与期間に対する本給の額）

(2) 地域手当に対応する額の減額について

イ 広域異動手当が支給される職員について減額される場合は、次の式により計算された金額

(当該給与期間における給与の支給日において支給されるべき地域手当の額) - { (地域手当(本給の月額に係るものに限る。)の月額) ÷ (160(1箇月の平均勤務時間数)(円位未満四捨五入)) × 勤務しない時間数

ただし、前号ただし書に規定する場合に該当する場合には、次の式により計算された金額

(当該給与期間における給与の支給日において支給されるべき地域手当の額) - (勤務しなかった給与期間に対する地域手当(本給の月額に係るものに限る。)の額)

ロ イに規定する職員以外の職員について減額される場合は、次の式により計算された金額

(当該給与期間における給与の支給日において支給されるべき地域手当の額) - { 第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額(円位未満四捨五入)にその勤務しない時間数を乗じて得た額 - (当該給与期間における給与の支給日において支給されるべき本給の額 - 第7条第4項及び前号本文により得た額) }

ただし、前号ただし書に規定する場合に該当する場合には、次の式により計算された金額

(当該給与期間における給与の支給日において支給されるべき地域手当の額) - (勤務しなかった給与期間に対する地域手当(本給の月額に係るものに限る。)の額)

(3) 広域異動手当に対応する額の減額について

(当該給与期間における給与の支給日において支給されるべき広域異動手当の額) - { 第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額(円位未満四捨五入)にその勤務しない時間数を乗じて得た額 - (当該給与期間における給与の支給日において支給されるべき本給の額 - 第7条第4項及び前1号本文により得た額) - (当該給与期間における給与の支給日において支給されるべき地域手当の額 - 第7条第4項及び前2号により得た額) }

ただし、前1号ただし書に規定する場合に該当する場合には、次の式により計算された金額

(当該給与期間における給与の支給日において支給されるべき広域異動手当の額) - (勤務しなかった給与期間に対する広域異動手当(本給の月額に係るものに限る。)の額)

3 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、育児休業規程第16条に規定する育児部分休業及び介護休業規程第12条に規定する介護部分休業の時間数を合算する。なお、合算した時間数に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てる。

(本給の半減)

第22条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷又は疾病(業務上の負傷又は疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(国立大学法人豊橋技術科学大学安全衛生管理規程(平成16年度規程第54号)第29条に定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患にあっては、1年)を超えて引き続き勤務しない場合は、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

2 前項の規定に定めるもののほか、本給の半減について必要な事項は、国立大学法人豊橋技術科学大学職員本給の半減に関する細則(平成16年度細則第10号)によるものとする。

(扶養手当)

第23条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、再雇用職員には適用

しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については11,000円)とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(届出及び確認)

第24条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)を学長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
 - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
 - 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に

第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 4 学長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第23条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認することができる。
- 5 前条及び第1項から前項までの規定に定めるもののほか、扶養手当の支給について必要な事項は、国立大学法人豊橋技術科学大学職員扶養手当支給細則（平成16年度細則第11号）によるものとする。

（管理職手当）

第25条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対して支給する。ただし、再雇用職員には適用しない。

- 2 前項の規定による管理職手当は、第3項に規定する職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額の100分の25を超えてはならない。
- 3 管理職手当の月額は、次に掲げる職員について、適用区分に応じた各号に定める額とする。

区 分	職 名	職務の級	支給額
(1) 1種	事務局長	一般職本給表(一)10級	139,300円
		一般職本給表(一)9級	130,300円
		一般職本給表(一)8級	117,500円
(2) 2種	次長	一般職本給表(一)8級	94,000円
		一般職本給表(一)7級	88,500円
(3) 3種	附属図書館長	教育職本給表5級	93,500円
	課長（学長が指定した者に限る。）	一般職本給表(一)6級	72,700円
(4) 4種	副学長 課長，副課長（学長が指定した者に限る。）	教育職本給表5級	80,200円
		一般職本給表(一)6級	62,300円
		一般職本給表(一)5級	59,500円
		一般職本給表(一)4級	55,500円
(5) 5種	語学センター長，工学教育国際協力 研究センター長，留学生センター長 副課長	教育職本給表5級	66,800円
		一般職本給表(一)5級	54,500円
		一般職本給表(一)4級	50,900円
副センター長	語学センター，工学教育国際協力 研究センター，留学生センター	教育職本給表5級	53,400円

- 4 第33条から第35条の規定は、前項に規定する職員には適用しない。
- 5 管理職手当の支給について必要な事項は、国立大学法人豊橋技術科学大学職員管理職手当支給細則（平成16年度細則第12号）によるものとする。

（地域手当）

第26条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給する。

- 2 地域手当の月額は、本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の2を乗じて得た額とする。

3 他の国立大学法人，大学共同利用機関法人，独立行政法人国立高等専門学校機構，独立行政法人大学評価・学位授与機構，独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センター（以下「他の国立大学法人等」という。）職員であった者又は国家公務員であった者又は検察官であった者又は国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員，独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員，特別職に属する国家公務員，地方公務員若しくは公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別で定めるものに使用される者（以下「給与特例法適用職員等」という。）で地域手当（これに相当する手当を含む）を支給されていた者が，人事交流等により引き続き本法人職員として勤務する場合（これらの職員が異動の前日に在勤していた事業所等で引き続き6箇月を超えて勤務していた場合その他別に定める場合に限る。）において，本学で規定する地域手当の支給割合（前項に定める支給割合）が当該異動前に受けていた地域手当の支給割合（以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しない場合は，異動の円滑を図るため，当該職員には，前項の規定にかかわらず，当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは，当該異動の日から1年を経過するまでの間。），本給，管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

（1）当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては，当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

（2）当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）
異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 地域手当の支給について必要な事項は，国立大学法人豊橋技術科学大学職員地域手当支給細則（平成17年度細則第11号）によるものとする。

（広域異動手当）

第26条の2 職員がその在勤する事業所を異にして異動（他の国立大学法人等職員又は国家公務員であった者から本学職員へ異動した者を含む。）した場合又は職員の在勤する事業所が移転した場合において，当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別で定めるところにより算定した事業所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60km以上であるとき（当該住居と事業所との間の距離が60km未満である場合であって，通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業所との間の距離が60km以上である場合に相当すると認められる場合として別で定める場合を含む。）は，当該職員には，当該異動等の日から3年を経過する日までの間，本給，管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事業所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし，当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別で定める場合は，この限りでない。

（1）300km以上 100分の6

（2）60km以上300km未満 100分の3

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち，当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間

の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となる時にあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 他の国立大学法人等職員であった者又は国家公務員であった者又は検察官であった者又は給与特例法適用職員等であった者その他の別で定める者から引き続き職員となった者（採用の事情等を考慮して別で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして別で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、別の定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人豊橋技術科学大学職員広域異動手当支給細則（平成18年度細則第17号）によるものとする。

（住居手当）

第27条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、再雇用職員には適用しない。

- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本法人又は他の国立大学法人等又は国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）
 - (2) 当該職員の所有に係る住宅（別で定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他別に定める者によって新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの
 - (3) 第31条第1項又は第7項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（本法人、他の国立大学法人等及び国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別で定めるもの。
- 2 住居手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 2,500円
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額

(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(届出及び確認)

- 第 28 条 新たに前条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して別に定める住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに学長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係に変更があった場合についても、同様とする。
- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
 - 3 住居手当の支給は、職員が新たに前条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
 - 4 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
 - 5 学長は、現に住居手当の支給を受けている職員が前条第 1 項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認することができる。
 - 6 前条及び第 1 項から前項までの規定に定めるもののほか、住居手当の支給について必要な事項は、国立大学法人豊橋技術科学大学職員住居手当支給細則(平成 16 年度細則第 14 号。以下「住居手当支給細則」という。)に定めるものとする。

(通勤手当)

第 29 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 職員が勤務のため、その者の住居と勤務事業所との間を往復(以下「通勤」という。)のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 km 未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。)
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 km 未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 km 未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、別で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 箇月当た

りの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは,支給単位期間につき,55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において,1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは,その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき,55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ,支給単位期間につき,それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5km未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5km以上10km未満である職員 4,100円

ハ 使用距離が片道10km以上15km未満である職員 6,500円

ニ 使用距離が片道15km以上20km未満である職員 8,900円

ホ 使用距離が片道20km以上25km未満である職員 11,300円

ヘ 使用距離が片道25km以上30km未満である職員 13,700円

ト 使用距離が片道30km以上35km未満である職員 16,100円

チ 使用距離が片道35km以上40km未満である職員 18,500円

リ 使用距離が片道40km以上45km未満である職員 20,900円

ヌ 使用距離が片道45km以上50km未満である職員 21,800円

ル 使用距離が片道50km以上55km未満である職員 22,700円

ヲ 使用距離が片道55km以上60km未満である職員 23,600円

ワ 使用距離が片道60km以上である職員 24,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず,かつ,自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離,交通機関等の利用距離,自動車等の使用距離等の事情を考慮して別で定める区分に応じ,前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは,その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき,55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額),第1号に定める額又は前項に定める額

3 事業所を異にする異動又は勤務する事業所の移転に伴い,所在する地域を異にする事業所に勤務することとなったことにより,通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別で定めるもののうち,第1項第1号又は第3号に掲げる職員で,当該異動又は事業所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別で定める住居を含む。)からの通勤のため,新幹線鉄道等の特別急行列車,高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものでであると認められるものを利用し,その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は,前項の規定にかかわらず,次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ,当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき,別で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし,当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは,支給単位期間につき,2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において,1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは,その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき,2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は,他の国立大学法人等職員であった者又は国家公務員であった者又は検察官

であった者又は給与特例法適用職員等であった者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が別で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して別で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域(以下「島等」という。)に所在する事業所で別に定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設(以下「橋等」という。)を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金(以下「特別運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(別で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前3項の規定による額
- 6 通勤手当は、支給単位期間(別で定める通勤手当にあっては、別で定める期間)に係る最初の月の別で定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別で定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

(届出及び確認)

第30条 新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、その通勤の実情をすみやかに別に定める通勤届により学長に届け出なければならない。通勤手当を受けている職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

- 2 通勤手当の支給は、職員が新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 3 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合について準用する。
- 4 学長は、現に通勤手当の支給を受けている職員が前条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを随時確認することができる。
- 5 前条及び第1項から前項までの規定に定めるもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、国立大学法人豊橋技術科学大学職員通勤手当支給細則(平成16年度細則第15号)に定めるものとする。

(単身赴任手当)

第 31 条 単身赴任手当は、事業所を異にする異動又は勤務する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に勤務する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して第 3 項で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して第 3 項で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。なお、再雇用職員には適用しない。

2 前項及び第 7 項の「やむを得ない事情」は、次に掲げる事情とする。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護する場合
- (2) 配偶者が学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育する場合
- (3) 配偶者が引き続き就業する場合
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(住居手当支給細則第 4 条第 1 項に掲げる住宅を含む。) を管理するため、引き続き当該住宅に居住する場合
- (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情がある場合

3 第 1 項本文及び第 7 項の「通勤困難の基準」は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 別に定めるところにより算定した通勤距離が 60 k m 以上であること。
- (2) 前号と同様に算定した通勤距離が 60 k m 未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

4 単身赴任手当の月額は、23,000 円(別で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。) が 100 k m 以上である職員にあっては、その額に、45,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて次項に定める額を加算した額) とする。

5 前項の「交通距離」の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 100 k m 以上 300 k m 未満 6,000 円
- (2) 300 k m 以上 500 k m 未満 12,000 円
- (3) 500 k m 以上 700 k m 未満 18,000 円
- (4) 700 k m 以上 900 k m 未満 24,000 円
- (5) 900 k m 以上 1,100 k m 未満 30,000 円
- (6) 1,100 k m 以上 1,300 k m 未満 35,000 円
- (7) 1,300 k m 以上 1,500 k m 未満 40,000 円
- (8) 1,500 k m 以上 45,000 円

6 前項に規定する交通距離の算定は最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、別に定めるところにより行うものとする。

7 他の国立大学法人等職員であった者又は国家公務員であった者又は検察官であった者又は給与特例法適用職員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に勤務する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して第 3 項で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(人事交流等により職員となった者に限る。)

その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別で定める職員には、第1項及び第4項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(届出及び確認)

- 第32条 新たに前条第1項又は第7項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める単身赴任届に配偶者等との別居の状況等をすみやかに学長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
 - 3 単身赴任手当の支給は、職員が新たに前条第1項又は第7項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第1項又は第7項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、同条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
 - 4 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
 - 5 学長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が前条第1項又は第7項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認することができる。
 - 6 前条及び第1項から前項までの規定に定めるもののほか、単身赴任手当の支給について必要な事項は、国立大学法人豊橋技術科学大学職員単身赴任手当支給細則(平成16年度細則第16号)に定めるものとする。

(超過勤務手当)

- 第33条 超過勤務手当は、勤務時間規程第3条に規定する所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で次に掲げる各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第25条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び勤務時間規程第6条の規定により裁量労働制を適用される職員には、これらの一部を適用しないものとする。
- (1) 所定の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の日の勤務 100分の135
- 2 超過勤務手当の支給について必要な事項は、国立大学法人豊橋技術科学大学職員超過勤務手当、休日給及び夜勤手当支給細則(平成16年度細則第17号。以下「超過勤務手当等支給細則」という。)によるものとする。

(休日給)

- 第34条 休日給は、勤務時間規程第8条に規定する休日において、所定の勤務時間中に勤務

することを命ぜられた職員については、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135 の割合を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、第 25 条の規定により管理職手当の支給を受ける職員には、これらの一部を適用しないものとする。

2 休日給の支給について必要な事項は、超過勤務手当等支給細則によるものとする。

(夜勤手当)

第 35 条 夜勤手当は、所定の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜勤手当として支給する。ただし、第 25 条の規定により管理職手当の支給を受ける職員には、これらの一部を適用しないものとする。

2 夜勤手当の支給について必要な事項は、超過勤務手当等支給細則によるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第 36 条 管理職員特別勤務手当は、第 25 条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の臨時又は緊急の必要及びその他の業務の運営の必要により、勤務時間規程第 8 条に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務 1 回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

区 分	支給額 (実働時間が 6 時間を超える勤務)
(1) 1 種適用者	12,000 円 (18,000 円)
(2) 2 種適用者	10,000 円 (15,000 円)
(3) 3 種適用者	8,500 円 (12,750 円)
(4) 4 種適用者	7,000 円 (10,500 円)
(5) 5 種適用者及び副センター長	6,000 円 (9,000 円)

3 管理職員特別勤務手当の支給について必要な事項は、国立大学法人豊橋技術科学大学管理職員特別勤務手当支給細則 (平成 16 年度細則第 18 号) によるものとする。

(本給の調整額)

第 37 条 本給の調整額は、本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき適正な調整を行う。

2 前項の規定により本給の調整を行う職は、就業規則第 2 条第 1 項第 1 号に規定する教育職員のうち、外国人研究員を除く教育職員とする。

3 教育職員の本給の調整額は、当該教育職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別表第 6 に掲げる調整基本額にその者に係る別表第 5 の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額の 100 分の 25 を超えるときは、本給月額の 100 分の 25 に相当する額とする。

4 本給の調整額の支給について必要な事項は、国立大学法人豊橋技術科学大学職員本給の調整額支給細則 (平成 16 年度細則第 19 号) によるものとする。

(特別業務手当)

第 38 条 特別業務手当は、入学者選抜試験における問題作成又は問題確認に従事した教育職

員に対して支給する。

- 2 前項の業務については、勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 問題作成業務

区 分	支 給 額
第1年次入学者選抜試験（一般選抜（前期））	16,000 円
第3年次入学者選抜試験（学力選抜）	8,000 円
上記以外の入学者選抜試験	4,000 円

(2) 問題確認業務

区 分	支 給 額
第1年次入学者選抜試験（一般選抜（前期））	4,000 円
上記以外の入学者選抜試験	2,000 円

- 3 特別業務手当の支給について必要な事項は、国立大学法人豊橋技術科学大学職員特別業務手当支給細則（平成16年度細則第20号）によるものとする。

(期末手当)

第39条 期末手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第6条第2項で定める日（以下、この条及び次条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第19条第1項第1号に該当して解雇された職員又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（次表(2)に定める職員にあっては、本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額と同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（次表(3)に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額。）を加算した額。）（以下「期末手当基礎額」という。）を基礎として、(1)に定める期別支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、次表(4)に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

(1) 期別支給割合

基 準 日	期 別 支 給 割 合		
	教 育 職 員 一 般 職 員	特 定 幹 部 職 員	再 雇 用 職 員
6 月 1 日	100 分の 140	100 分の 120	100 分の 75
12 月 1 日	100 分の 160	100 分の 140	100 分の 85

* 特定幹部職員は、一般職本給表（一）7級以上で、(3)に掲げる職員をいう。

(2) 役職段階別加算表

本 給 表	職 務 の 級	加 算 率
一般職本給表（一）	10 級・9 級・8 級の職員	100 分の 20
	7 級・6 級の職員	100 分の 15
	5 級・4 級の職員	100 分の 10
	3 級の職員	100 分の 5
一般職本給表（二）	5 級の職員	100 分の 10
	4 級・3 級の職員	100 分の 5
教育職本給表	6 級の職員	100 分の 20

	5級の職員	100分の15(別で定める職員にあっては100分の20)
	4級・3級の職員	100分の10(別で定める職員にあっては100分の15)
	2級・1級の職員(別に定める職員に限る)	100分の5
医療職本給表	3級・2級の職員(別に定める職員に限る)	100分の5

(3) 管理職員の本給月額割増率

本給表及び職務の級	管理職手当の区分	割増率
一般職本給表(一) 7・8・9・10級	第25条第3項の区分1種の職員	100分の25
	第25条第3項の区分2種の職員	100分の15
教育職本給表 5・6級	第25条第3項の区分3種の職員	100分の10

(4) 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 前項に規定する基礎となる本給の月額等の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 本給の半額が減せられた場合における地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる本給の月額は、当該半減後の額となる。

(2) 休職者の場合には、第18条に規定する支給率を乗じない給与月額により、その算出は次のとおりとする。

(休職給率を乗じない期末手当基礎額の合計額) × (期別支給割合) × (在職期間別割合) × (休職給率)

(3) 欠勤、育児休業規程第16条に規定する育児部分休業及び介護休業規程第12条に規定する介護部分休業又は懲戒減給処分により給与が減額される場合には、減額前の給与月額による。

(4) 派遣職員の場合には、第18条に規定する支給率を乗じない給与月額による。

(5) 第2項の「これらに対する地域手当及び広域異動手当の月額」とは、本給の月額及び扶養手当の月額の合計額に地域手当及び広域異動手当の支給割合(第26条の2第4項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該規定を適用した場合に得られる支給割合)をそれぞれ乗じて得た額をいう。

(6) 第2項の「これに対する地域手当及び広域異動手当の月額」とは、本給の月額に地域手当及び広域異動手当の支給割合(第26条の2第4項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該規定を適用した場合に得られる支給割合)をそれぞれ乗じて得た額をいう。

4 職員が次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第44条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第 19 条の規定により解雇された職員（同規則第 1 項第 1 号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 5 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）され、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、本法人及び他の国立大学法人等に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 6 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して 1 年を経過した場合
- 7 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 9 この規定に定めるもののほか、期末手当の支給について必要な事項は、国立大学法人豊橋技術科学大学職員期末手当及び勤勉手当支給細則（平成 16 年度細則第 21 号。以下「期末勤勉手当支給細則」という。）に定めるものとする。

（勤勉手当）

第 40 条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員並びに基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第 19 条各号に該当して解雇された職員又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給日に支給する。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又

は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(前条第2項(2)表に定める職員にあっては、本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(同項(3)表に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額。)を加算した額。ただし、1円未満の端数を切り捨てた額とする。)(以下「勤勉手当基礎額」という。)を基礎として学長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、学長が支給する勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の75(特定幹部職員にあっては、100分の95、再雇用職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 前項に規定する基礎となる本給の月額等の取扱いについては次のとおりとする。
 - (1) 前条第3項第1号、第3号及び第6号の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
 - (2) 第2項の「本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額」の「これに対する地域手当及び広域異動手当の月額」とは、本給の月額に地域手当及び広域異動手当の支給割合(第26条の2第4項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定を適用した場合に得られる支給割合)をそれぞれ乗じて得た額をいう。
 - (3) 第2項の「扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額」の「これに対する地域手当及び広域異動手当の月額」とは、扶養手当の月額に地域手当及び広域異動手当の支給割合(第26条の2第4項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定を適用した場合に得られる支給割合)をそれぞれ乗じて得た額をいう。
- 4 前条第4項から第7項までの規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 5 勤勉手当の支給について必要な事項は、期末勤勉手当支給細則によるものとする。

(規程の改廃)

第41条 この規程の改廃は、国立大学法人豊橋技術科学大学の規則の種類及び制定等に関する規程(平成16年度規程第1号)の規定にかかわらず、大学運営会議、経営協議会及び役員会の議を経て学長が行う。

(その他)

第42条 この規程の実施について必要な事項は、学長が定める。

(この規程によりがたい場合の措置)

第43条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、特別の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(本給表)

- 2 第1条に規定する職員のうち、この規程施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年4月3日法律第95号)(以下「給与法」という。)第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員(以下「承継職員」という。)の施行日における第11条に規定する本給表は、行政職俸給表(一)については一般

職本給表(一)とし、行政職俸給表(二)については、一般職本給表(二)とし、教育職俸給表(一)については、教育職本給表とし、医療職俸給表(三)については、医療職本給表とし、特に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

(級号給及び本給月額)

- 3 承継職員の施行日における級号給及び本給月額については、特に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸及び俸給月額と同一とし、当該本給月額を受けていた期間を通算する。ただし、施行日に昇格又は昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の規定により施行日の前日に受けていた級号俸を受けるに至った時を基礎として本給月額を決定する。

(昇給に関する経過措置)

- 4 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成10年法律第120号)附則第11項から第13号までの適用を受けている職員の給与については、第15条第3項の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、同法及び関係する人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。

(扶養手当等)

- 5 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第23条に規定する扶養手当、第27条に規定する住居手当、第29条に規定する通勤手当、第31条に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のとおりとする。

(超過勤務手当)

- 6 承継職員(施行日に職員となった者を除く。)のうち、施行日の前日が属する月に超過勤務の実績がある職員の超過勤務手当については、施行日の属する月の第6条第1項に規定する支給日に支給する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
(職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え等)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において国立大学法人豊橋技術科学大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第4までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、学長が別に定める。
(施行日前の異動者の号給等の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給又は本給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(特定の職務の級の切替え)
- 2 平成 18 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) の前日においてその者が属していた職務の級 (以下「旧級」という。) が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級 (以下「新級」という。) は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
(号給の切替え)
- 3 切替日の前日において国立大学法人豊橋技術科学大学職員給与規程 (以下「給与規程」という。) 別表第 1 から別表第 4 までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給 (以下「新号給」という。) は、次項及び第 5 項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給 (以下「旧号給」という。) 及びその者が旧号給を受けていた期間 (別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。) に応じて附則別表第 2 に定める号給とする。
- 4 第 2 項後段の規定により新級を決定される職員 (次項に規定する職員を除く。) の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第 3 に定める号給とする。
(職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え)
- 5 切替日の前日において給与規程別表第 1 から別表第 4 までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は、別に定める。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(本給の切替えに伴う経過措置)
- 7 職員の本給の切替えに伴う経過措置は、次の各号による。
 - (1) 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員 (別に定める職員を除く。) には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
 - (2) 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員 (前号に規定する職員を除く。) について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同号の規定に準じて、本給を支給する。
 - (3) 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前 2 号の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前 2 号の規定に準じて、本給を支給する。
- 8 前項の規定による本給を支給される職員に関する給与規程第 37 条第 3 項、第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項については、「本給月額」とあるのは「本給月額と給与規程の一部を改正する規程 (平成 17 年度規程第 39 号) 附則第 7 項の規定による本給の額との合計額」とする。
(平成 22 年 3 月 31 日までの間における給与規程の適用に関する特例)
- 9 平成 22 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 15 条第 2 項	4 号給	3 号給
	3 号給	2 号給
第 15 条第 3 項	4 号給	3 号給
	3 号給	2 号給
	2 号給	1 号給

(地域手当に関する経過措置)

- 10 切替日における給与規程第 26 条第 3 項の規定の適用について、「地域手当(これに相当する手当を含む)を支給されていた者」については、「地域手当」を「調整手当」に読み替える。また、切替日の前日において改正前の給与規程第 26 条の規定の適用を受けている職員に対する地域手当の支給については、本学で規定する支給割合が切替日の前日に受けていた支給割合に達しない場合は、第 3 項の規定において「地域手当」を「調整手当」に読み替えて適用する。
- 11 切替日の前日において給与規程第 37 条第 3 項の規定を適用する場合は、改正前の別表第 6 に掲げる調整基本額は、2 級は 11,000 円の額を、5 級は 16,100 円の額を適用する。
- 12 第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則(平成 18 年度規程第 22 号(平成 18 年 11 月 13 日))

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の改正後の第 37 条第 3 項に規定する別表第 5 の職印欄 3 に掲げる助手の適用については、この規程の施行日の前日において在職していた助手が引き続き助手として在職している場合に適用する。

附 則(平成 18 年度規程第 65 号(平成 19 年 3 月 13 日))

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 23 年 3 月 31 日までの間における管理職手当に関する経過措置)

- 2 国立大学法人豊橋技術科学大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成 17 年度規程第 39 号。以下「平成 17 年度改正給与規程」という。)附則第 7 項の規定による本給を支給される職員のうちその者の受ける本給月額と当該本給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える職員についてのこの規程による改正後の国立大学法人豊橋技術科学大学職員給与規程(以下「新規程」という。)第 25 条第 2 項の規定の適用については、平成 23 年 3 月 31 日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額」とあるのは、「職員の本給月額と平成 17 年度改正給与規程附則第 7 項の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成 20 年 3 月 31 日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

- 3 平成 20 年 3 月 31 日までの間においては、新規程第 26 条の 2 第 1 項第 1 号中「100 分の 6」とあるのは「100 分の 4」と、同項第 2 号中「100 分の 3」とあるのは「100 分の 2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 4 新規程第 26 条の 2 の規定は、平成 16 年 4 月 2 日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する事業所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第 1 項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成 19 年 4 月 1 日から当該異動等の日以後」とする。
- 5 第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が

定める。

附 則（平成 19 年度規程第 9 号（平成 19 年 11 月 30 日））

- 1 この規程は、平成 19 年 11 月 30 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 39 条及び第 40 条については平成 19 年 12 月 1 日から適用する。

（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 11 月 30 日の前日までの間における異動者の号給）

- 2 平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 11 月 30 日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、国立大学法人豊橋技術科学大学給与規程の一部を改正する規程（平成 19 年度規程第 9 号。以下「平成 19 年度改正給与規程」という。）による改正前の国立大学法人豊橋技術科学大学給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定により、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、対象となる職員の平成 19 年度改正給与規程による当該適用又は異動の日における号給は、別に定める。

（平成 19 年 11 月 30 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給の調整）

- 3 施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間において、平成 19 年度改正給与規程により、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程が適用され、次いで当該適用又は異動の日から平成 19 年度改正給与規程が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則（平成 19 年度規程第 33 号（平成 20 年 3 月 10 日））

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1
一般職本給表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	本給月額									
再雇用職員以外の職員	1	135,600	185,800	222,900	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	137,900	189,400	226,700	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	139,000	191,200	228,500	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	140,100	192,800	230,200	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	141,200	194,600	232,100	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	142,300	196,400	234,000	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	143,400	198,200	235,800	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	144,500	200,000	237,700	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	145,900	201,800	239,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	147,200	203,600	241,500	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	148,500	205,400	243,400	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	149,800	207,000	245,300	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	151,300	208,900	247,200	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	152,800	210,800	249,000	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	154,400	212,700	250,800	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
	17	155,700	214,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	157,200	216,500	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	158,700	218,400	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	160,200	220,300	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
	21	161,600	222,000	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	164,300	223,900	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
	23	166,900	225,800	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
	24	169,500	227,700	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
	25	172,200	229,500	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
	26	173,900	231,300	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
	27	175,600	233,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
	28	177,300	234,900	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
	29	178,800	236,500	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
	30	180,600	238,000	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
	31	182,400	239,500	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
	32	184,200	241,000	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
	33	185,800	242,500	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
	34	187,300	244,000	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
	35	188,800	245,500	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
	36	190,300	247,100	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
	37	191,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
	38	192,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	
	39	194,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800	
	40	195,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700	
	41	196,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600	
	42	198,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200		
	43	199,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000		
	44	200,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800		
	45	202,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600		
	46	203,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100			
	47	204,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900			
	48	205,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700			
	49	207,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300			
	50	208,200	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100			
	51	209,300	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900			
	52	210,400	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700			

53	211,600	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300
54	212,600	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100
55	213,600	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900
56	214,600	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700
57	215,600	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300
58	216,600	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100
59	217,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900
60	218,600	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700
61	219,600	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300
62	220,600	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200	
63	221,600	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900	
64	222,600	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600	
65	223,400	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100	
66	224,400	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800	
67	225,400	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500	
68	226,500	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200	
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700	
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400	
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100	
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800	
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300	
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000	
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700	
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400	
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900	
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200		
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900		
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600		
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100		
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800		
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500		
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200		
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700		
86	240,100	296,400	345,300	386,800			
87	240,800	296,800	345,800	387,400			
88	241,500	297,200	346,300	388,000			
89	242,300	297,500	346,700	388,700			
90	242,800	297,900	347,200	389,300			
91	243,300	298,300	347,700	389,900			
92	243,800	298,700	348,200	390,500			
93	244,100	298,900	348,500	391,200			
94		299,300	349,000				
95		299,700	349,500				
96		300,100	350,000				
97		300,300	350,300				
98		300,700	350,800				
99		301,100	351,300				
100		301,500	351,800				
101		301,700	352,100				
102		302,100	352,500				
103		302,500	352,900				
104		302,900	353,300				
105		303,100	353,800				
106		303,500	354,200				
107		303,900	354,600				
108		304,300	355,000				

109	304,500	355,500						
110	304,900	355,900						
111	305,300	356,300						
112	305,700	356,700						
113	305,900	357,200						
114	306,300							
115	306,700							
116	307,100							
117	307,300							
118	307,600							
119	307,900							
120	308,200							
121	308,600							
122	308,900							
123	309,200							
124	309,500							
125	309,900							

別表第2

一般職本給表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員以外の職員	1	121,600	172,600	194,800	247,700	279,700
	2	122,500	174,100	196,200	249,100	281,600
	3	123,500	175,600	197,600	250,500	283,500
	4	124,400	177,100	199,000	251,900	285,400
	5	125,400	178,500	200,500	253,100	287,300
	6	126,400	180,000	202,000	254,400	289,200
	7	127,400	181,500	203,500	255,700	291,100
	8	128,400	183,000	205,000	257,000	293,000
	9	129,200	184,500	206,500	258,100	294,700
	10	130,200	185,700	208,100	259,400	296,500
	11	131,200	187,000	209,700	260,700	298,300
	12	132,300	188,300	211,300	262,000	300,100
	13	133,100	189,700	212,700	263,100	301,700
	14	134,100	190,800	214,400	264,300	303,400
	15	135,100	192,000	216,100	265,500	305,100
	16	136,100	193,200	217,800	266,700	306,800
	17	137,200	194,400	219,300	267,900	308,400
	18	138,400	195,600	220,500	269,100	310,100
	19	139,600	196,700	221,700	270,300	311,800
	20	140,800	197,800	222,900	271,500	313,500
	21	141,900	198,800	224,200	272,500	315,000
	22	143,100	200,000	225,800	273,600	316,500
	23	144,300	201,200	227,400	274,700	318,000
	24	145,500	202,400	229,000	275,800	319,500
	25	146,700	203,600	230,700	276,900	321,100
	26	148,200	204,900	232,200	278,000	322,600
	27	149,700	206,200	233,700	279,100	324,100
	28	151,200	207,500	235,200	280,200	325,600
	29	152,600	208,800	236,600	281,300	327,200
	30	154,100	210,100	238,000	282,400	328,500
	31	155,600	211,400	239,400	283,500	329,800
	32	157,100	212,700	240,800	284,600	331,100
	33	158,600	213,800	242,100	285,500	332,400
	34	160,400	215,200	243,500	286,600	333,700
	35	162,200	216,600	244,900	287,700	335,000
	36	164,000	218,000	246,300	288,800	336,300
	37	165,800	219,200	247,600	289,700	337,600
	38	167,500	220,500	249,000	290,700	338,900
	39	169,200	221,800	250,400	291,700	340,200
	40	170,900	223,100	251,800	292,700	341,500
	41	172,500	224,200	253,000	293,600	342,700
	42	173,900	225,400	254,300	294,600	343,900
	43	175,300	226,600	255,600	295,600	345,100
	44	176,700	227,800	256,900	296,600	346,300
	45	178,200	229,000	258,000	297,400	347,400
	46	179,600	230,200	259,200	298,300	348,500
	47	181,000	231,400	260,400	299,200	349,600
	48	182,400	232,600	261,600	300,100	350,700
	49	183,700	233,800	262,900	301,000	351,900
	50	184,900	235,000	264,100	301,900	352,900
	51	186,100	236,200	265,300	302,800	353,900
	52	187,300	237,400	266,500	303,700	354,900

53	188,400	238,600	267,600	304,500	355,900
54	189,500	239,600	268,800	305,300	356,800
55	190,600	240,600	270,000	306,100	357,700
56	191,700	241,600	271,200	306,900	358,600
57	192,800	242,700	272,200	307,700	359,500
58	193,900	243,700	273,300	308,500	360,400
59	195,000	244,700	274,400	309,300	361,300
60	196,100	245,700	275,500	310,100	362,200
61	197,200	246,700	276,600	310,700	363,100
62	198,100	247,600	277,700	311,400	364,000
63	199,000	248,500	278,800	312,100	364,900
64	199,900	249,400	279,900	312,800	365,800
65	200,600	250,400	281,000	313,500	366,500
66	201,400	251,200	281,900	314,100	367,100
67	202,200	252,000	282,800	314,700	367,700
68	203,000	252,800	283,700	315,300	368,300
69	203,800	253,600	284,600	316,000	368,800
70	204,400	254,200	285,400	316,500	
71	205,000	254,800	286,200	317,000	
72	205,600	255,400	287,000	317,500	
73	206,300	255,900	287,900	317,800	
74	207,000	256,400	288,700	318,300	
75	207,700	256,900	289,500	318,800	
76	208,500	257,400	290,300	319,300	
77	208,900	258,000	291,100	319,600	
78	209,600	258,500	291,700	320,000	
79	210,300	259,000	292,300	320,400	
80	211,000	259,500	292,900	320,800	
81	211,700	259,900	293,400	321,300	
82	212,400	260,200	294,000	321,700	
83	213,100	260,500	294,600	322,100	
84	213,800	260,800	295,200	322,500	
85	214,500	261,200	295,700	322,900	
86	215,200	261,600	296,300	323,300	
87	215,900	262,000	296,900	323,700	
88	216,600	262,400	297,500	324,100	
89	217,200	262,600	297,900	324,400	
90	217,800	263,000	298,400	324,800	
91	218,400	263,400	298,900	325,200	
92	219,000	263,800	299,400	325,600	
93	219,500	264,200	299,900	325,900	
94	220,000	264,600	300,400	326,300	
95	220,500	265,000	300,900	326,700	
96	221,000	265,400	301,400	327,100	
97	221,600	265,600	301,800	327,400	
98	222,100	265,900	302,300	327,800	
99	222,600	266,200	302,800	328,200	
100	223,100	266,500	303,300	328,600	
101	223,700	266,900	303,700	328,900	
102	224,300	267,200	304,100		
103	224,900	267,500	304,500		
104	225,500	267,800	304,900		
105	225,900	268,100	305,300		
106	226,400	268,400	305,700		
107	226,900	268,700	306,100		
108	227,400	269,000	306,500		

109	227,800	269,300	306,900
110	228,300	269,600	307,300
111	228,800	269,900	307,700
112	229,300	270,200	308,100
113	229,800	270,500	308,400
114	230,300	270,800	308,800
115	230,800	271,100	309,200
116	231,300	271,400	309,600
117	231,700	271,700	309,900
118	232,100	272,000	310,300
119	232,500	272,300	310,700
120	232,900	272,600	311,100
121	233,300	272,800	311,400
122		273,100	311,800
123		273,400	312,200
124		273,700	312,600
125		273,800	312,800
126		274,100	313,200
127		274,400	313,600
128		274,700	314,000
129		274,800	314,200
130		275,100	314,600
131		275,400	315,000
132		275,700	315,400
133		275,800	315,600
134		276,100	
135		276,400	
136		276,700	
137		276,800	

別表第3
教育職本給表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員以外の職員	1	162,200	204,600	265,400	317,000	409,100	547,400
	2	164,300	206,800	268,500	320,500	411,600	550,600
	3	166,300	209,000	271,600	324,000	414,100	553,800
	4	168,300	211,200	274,700	327,500	416,600	557,000
	5	170,300	213,300	277,800	331,100	419,200	560,200
	6	172,800	215,500	280,600	334,600	421,700	562,700
	7	175,300	217,700	283,400	338,100	424,200	565,200
	8	177,800	219,900	286,100	341,600	426,700	567,700
	9	180,300	222,200	288,900	345,200	429,000	570,200
	10	183,100	224,600	291,800	348,500	431,500	572,100
	11	185,800	227,000	294,700	351,800	434,000	574,000
	12	188,500	229,400	297,600	355,100	436,500	575,900
	13	191,200	231,700	300,400	358,400	438,800	577,700
	14	193,100	234,100	303,000	361,000	441,200	579,200
	15	195,000	236,500	305,600	363,600	443,600	580,700
	16	196,900	238,900	308,200	366,200	446,000	582,200
	17	198,900	241,100	310,700	368,900	448,500	583,700
	18	200,700	244,200	313,500	371,200	450,900	584,700
	19	202,500	247,300	316,300	373,500	453,300	585,700
	20	204,300	250,400	319,100	375,800	455,700	586,700
	21	206,100	253,500	321,700	378,000	458,200	587,800
	22	208,000	256,600	324,500	380,100	460,600	
	23	209,900	259,700	327,300	382,200	463,000	
	24	211,800	262,800	330,100	384,300	465,400	
	25	213,800	265,800	332,700	386,300	467,900	
	26	215,900	268,800	335,200	388,200	470,300	
	27	218,000	271,800	337,700	390,100	472,700	
	28	220,100	274,800	340,200	392,000	475,100	
	29	222,100	277,800	342,600	394,000	477,500	
	30	224,400	280,500	344,800	395,800	479,900	
	31	226,700	283,200	347,000	397,600	482,300	
	32	229,000	285,900	349,200	399,400	484,700	
	33	231,400	288,700	351,500	401,300	487,100	
	34	233,300	291,600	353,800	403,100	489,400	
	35	235,200	294,500	356,100	404,900	491,700	
	36	237,100	297,400	358,400	406,700	494,000	
	37	239,000	300,300	360,500	408,300	496,300	
	38	241,100	302,600	362,600	410,000	498,300	
	39	243,100	304,900	364,700	411,700	500,300	
	40	245,100	307,200	366,800	413,400	502,300	
	41	247,200	309,400	368,800	415,100	504,400	
	42	249,100	310,600	370,700	416,800	506,300	
	43	251,000	311,800	372,600	418,500	508,200	
	44	252,900	313,000	374,500	420,200	510,100	
	45	254,700	314,100	376,500	421,700	512,100	
	46	256,600	315,300	378,300	423,300	514,000	
	47	258,500	316,500	380,100	424,900	515,900	
	48	260,400	317,700	381,900	426,500	517,800	
	49	262,200	318,700	383,800	428,100	519,800	
	50	263,500	319,800	385,600	429,400	521,700	
	51	264,800	320,900	387,400	430,700	523,600	
	52	266,100	322,000	389,200	432,000	525,500	

53	267,200	323,200	390,800	433,200	527,500
54	268,400	324,300	392,400	434,300	529,200
55	269,500	325,400	394,000	435,400	530,900
56	270,600	326,500	395,600	436,500	532,600
57	271,800	327,600	397,000	437,700	534,400
58	273,000	328,700	398,500	438,800	535,700
59	274,200	329,800	400,000	439,900	537,000
60	275,400	330,900	401,500	441,000	538,300
61	276,400	332,000	402,900	442,100	539,600
62	277,500	333,100	404,400	443,200	540,600
63	278,600	334,200	405,900	444,300	541,600
64	279,700	335,300	407,400	445,400	542,600
65	280,700	336,300	408,800	446,400	543,400
66	281,800	337,400	410,000	447,400	544,300
67	282,900	338,500	411,200	448,400	545,200
68	284,000	339,600	412,400	449,400	546,100
69	285,000	340,600	413,600	450,500	547,000
70	286,100	341,700	414,600	451,500	547,900
71	287,200	342,800	415,600	452,500	548,800
72	288,300	343,900	416,600	453,500	549,700
73	289,200	344,800	417,600	454,600	550,600
74	290,300	345,800	418,500	455,600	551,500
75	291,400	346,800	419,400	456,600	552,400
76	292,500	347,800	420,300	457,600	553,300
77	293,400	348,900	421,000	458,600	554,200
78	294,400	349,900	421,600	459,300	555,100
79	295,400	350,900	422,200	460,000	556,000
80	296,400	351,900	422,800	460,700	556,900
81	297,500	352,900	423,400	461,500	557,800
82	298,400	353,900	424,000	462,200	
83	299,300	354,900	424,600	462,900	
84	300,200	355,900	425,200	463,600	
85	301,100	356,800	425,700	464,100	
86	302,000	357,500	426,300	464,800	
87	302,900	358,200	426,900	465,500	
88	303,800	358,900	427,500	466,200	
89	304,600	359,700	428,000	466,700	
90	305,300	360,300	428,600	467,400	
91	306,000	360,900	429,200	468,100	
92	306,700	361,500	429,800	468,800	
93	307,400	362,100	430,200	469,300	
94	308,000	362,600	430,700	470,000	
95	308,600	363,100	431,200	470,700	
96	309,200	363,600	431,700	471,400	
97	309,900	364,200	432,300	471,900	
98	310,500	364,700	432,800	472,600	
99	311,100	365,200	433,300	473,300	
100	311,700	365,700	433,800	474,000	
101	312,300	366,300	434,400	474,500	
102	312,800	366,800	434,900		
103	313,300	367,300	435,400		
104	313,800	367,800	435,900		
105	314,300	368,400	436,500		
106	314,700	368,900	437,000		
107	315,100	369,400	437,500		
108	315,500	369,900	438,000		

109	315,900	370,500	438,600		
110	316,300	371,000	439,100		
111	316,700	371,500	439,600		
112	317,100	372,000	440,100		
113	317,400	372,600	440,700		
114	317,800	373,100	441,200		
115	318,200	373,600	441,700		
116	318,600	374,100	442,200		
117	318,900	374,600	442,800		
118	319,300	375,100			
119	319,700	375,600			
120	320,100	376,100			
121	320,400	376,600			
122	320,800	377,100			
123	321,200	377,600			
124	321,600	378,100			
125	321,800	378,600			
126	322,200	379,100			
127	322,600	379,600			
128	323,000	380,100			
129	323,200	380,600			
130	323,600	381,100			
131	324,000	381,600			
132	324,400	382,100			
133	324,600	382,600			
134	325,000	383,100			
135	325,400	383,600			
136	325,800	384,100			
137	326,000	384,600			
138	326,300	385,100			
139	326,600	385,600			
140	326,900	386,100			
141	327,300	386,600			
142	327,600				
143	327,900				
144	328,200				
145	328,600				
146	328,900				
147	329,200				
148	329,500				
149	329,900				
150	330,200				
151	330,500				
152	330,800				
153	331,200				
154	331,500				
155	331,800				
156	332,100				
157	332,500				

別表第4

医療職本給表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員以外の職員	1	153,300	180,500	229,300
	2	154,700	182,600	231,100
	3	156,200	184,700	232,900
	4	157,600	186,800	234,700
	5	159,000	188,900	236,300
	6	160,500	191,300	237,800
	7	162,000	193,600	239,300
	8	163,500	195,900	240,800
	9	164,800	198,300	242,200
	10	166,500	199,700	243,600
	11	168,100	201,100	245,000
	12	169,700	202,500	246,400
	13	171,200	203,900	247,700
	14	173,200	205,400	249,000
	15	175,200	206,900	250,300
	16	177,200	208,400	251,600
	17	179,400	209,800	252,800
	18	181,500	211,300	254,200
	19	183,600	212,800	255,600
	20	185,700	214,300	256,900
	21	187,800	215,700	258,200
	22	190,000	217,400	259,600
	23	192,200	219,100	261,000
	24	194,400	220,800	262,400
	25	196,500	222,300	263,900
	26	197,800	224,000	265,500
	27	199,100	225,700	267,100
	28	200,400	227,400	268,700
	29	201,600	229,200	270,300
	30	202,900	230,700	271,900
	31	204,200	232,200	273,500
	32	205,500	233,700	275,100
	33	206,800	235,200	276,700
	34	208,100	236,600	278,200
	35	209,400	238,000	279,700
	36	210,700	239,400	281,200
	37	212,100	240,700	282,800
	38	213,500	242,000	284,300
	39	214,900	243,300	285,800
	40	216,300	244,600	287,300
	41	217,500	245,800	288,900
	42	218,900	247,100	290,500
	43	220,300	248,400	292,100
	44	221,700	249,700	293,700
	45	223,100	251,000	295,100
	46	224,600	252,400	296,600
	47	226,100	253,800	298,100
	48	227,600	255,200	299,600
	49	228,900	256,600	301,000
	50	230,300	258,100	302,400
	51	231,700	259,500	303,800
	52	233,100	260,900	305,200

53	234,400	262,400	306,700
54	235,700	264,000	308,100
55	237,000	265,600	309,500
56	238,300	267,200	310,900
57	239,700	268,800	312,300
58	241,000	270,400	313,700
59	242,300	272,000	315,100
60	243,600	273,600	316,500
61	244,900	275,200	317,700
62	246,200	276,700	319,000
63	247,500	278,200	320,300
64	248,800	279,700	321,600
65	250,000	281,300	322,900
66	251,300	282,800	324,200
67	252,700	284,300	325,500
68	254,100	285,800	326,800
69	255,200	287,100	327,900
70	256,500	288,600	329,100
71	257,800	290,100	330,300
72	259,100	291,600	331,500
73	260,500	292,900	332,800
74	261,800	294,300	334,000
75	263,100	295,700	335,200
76	264,400	297,100	336,400
77	265,500	298,600	337,600
78	266,800	299,900	338,800
79	268,100	301,200	340,000
80	269,400	302,500	341,200
81	270,500	303,600	342,300
82	271,600	304,900	343,400
83	272,700	306,200	344,500
84	273,800	307,500	345,600
85	274,700	308,600	346,700
86	275,800	309,800	347,700
87	276,900	311,000	348,700
88	278,000	312,200	349,700
89	279,100	313,500	350,800
90	280,100	314,700	351,600
91	281,100	315,900	352,400
92	282,100	317,100	353,200
93	283,100	318,300	354,000
94	284,100	319,100	354,700
95	285,100	319,900	355,400
96	286,100	320,700	356,100
97	287,200	321,400	356,600
98	288,100	322,100	357,100
99	289,000	322,800	357,600
100	289,900	323,500	358,100
101	290,700	324,000	358,700
102	291,500	324,600	359,200
103	292,300	325,200	359,700
104	293,100	325,800	360,200
105	293,800	326,200	360,800
106	294,300	326,700	361,300
107	294,800	327,200	361,800
108	295,300	327,700	362,300

109	295,800	328,200	362,800
110	296,200	328,600	363,300
111	296,600	329,000	363,800
112	297,000	329,400	364,300
113	297,400	329,800	364,800
114	297,800	330,200	365,300
115	298,200	330,600	365,800
116	298,600	331,000	366,300
117	298,900	331,300	366,700
118	299,300	331,700	367,200
119	299,700	332,100	367,700
120	300,100	332,500	368,200
121	300,400	332,700	368,600
122	300,800	333,100	369,100
123	301,200	333,500	369,600
124	301,600	333,900	370,100
125	301,800	334,200	370,500
126	302,200	334,600	
127	302,600	335,000	
128	303,000	335,400	
129	303,200	335,700	
130	303,600	336,100	
131	304,000	336,500	
132	304,400	336,900	
133	304,600	337,200	
134	305,000	337,600	
135	305,400	338,000	
136	305,800	338,400	
137	306,000	338,700	
138	306,400	339,100	
139	306,800	339,500	
140	307,200	339,900	
141	307,400	340,200	
142	307,800	340,600	
143	308,200	341,000	
144	308,600	341,400	
145	308,800	341,700	
146	309,200	342,100	
147	309,600	342,500	
148	310,000	342,900	
149	310,200	343,200	
150	310,500	343,600	
151	310,800	344,000	
152	311,100	344,400	
153	311,500	344,700	
154	311,800		
155	312,100		
156	312,400		
157	312,800		
158	313,100		
159	313,400		
160	313,700		
161	314,100		
162	314,400		
163	314,700		
164	315,000		
165	315,400		
166	315,700		
167	316,000		
168	316,300		

	169	316,700	
--	-----	---------	--

別表第5（第37条関係）

適用区分表

職 員	調整数
1 教授，准教授，講師又は助教で大学院工学研究科の担当を命じられた者（以下「大学院担当教員」という。）のうち，大学院工学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）を担当する者で主任として4人以上の博士後期課程学生に対する研究指導に常時従事する者	3
2 大学院担当教員のうち，大学院工学研究科において直接に講義，演習，実験又は実習の指導（以下「講義等」という。）を年度を通じて2単位以上担当し，かつ，大学院工学研究科修士課程（以下「修士課程」という。）又は博士後期課程を担当する者で主任として4人以上の修士課程及び博士後期課程学生に対する研究指導に常時従事する者（ただし，1人以上3人以下の博士後期課程学生に対する研究指導に常時従事する者に限る。）	2.5
3 大学院担当教員のうち，講義等を年度を通じて2単位以上担当し，かつ，修士課程又は博士後期課程を担当する者で主任として4人以上の修士課程及び博士後期課程学生に対する研究指導に常時従事する者（1及び2に掲げる者を除く。）	2
4 大学院担当教員又は大学院工学研究科の学生の指導を命じられた助教のうち，次のいずれかに該当する者 イ 大学院担当教員のうち，講義等を年度を通じて2単位以上担当し，かつ，修士課程又は博士後期課程を担当する者で主任として1人以上3人以下の修士課程及び博士後期課程学生に対する研究指導に常時従事する者 ロ 大学院担当教員のうち，大学院工学研究科において直接に講義による指導のみを年度を通じて4単位以上行う者 ハ 大学院工学研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教で，講義等により指導する教授等の担当教員を補助して行う学生の指導（以下「授業補助指導」という。）及び主任を補助して行う学生の研究指導（以下「主任指導補助」という。）に従事する時間が，年間において合わせて授業25単位分に相当する時間以上（このうち，授業指導補助の従事時間数が2単位以上であることを要する。）である者	1.5
5 大学院担当教員又は大学院工学研究科の学生を指導する助教のうち，次のいずれかに該当する者 イ 大学院担当教員のうち，講義等を年度を通じて2単位以上担当する者 ロ 大学院工学研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教で，授業補助指導及び主任指導補助に従事する時間が，年間において合わせて授業4単位分に相当する時間以上（このうち，授業指導補助の従事時間数が2単位以上であることを要する。）である者	1

別表第6（第37条関係）

調整基本額表 教育職本給表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000 円
2 級	10,500 円
3 級	11,900 円
4 級	12,700 円
5 級	15,100 円
6 級	16,400 円

附則別表第 1
職務の級の切替表

本 給 表	旧 級	新 級
一般職本給表（一）	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
10 級		
一般職本給表（二）	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
教育職本給表	5 級	5 級
		6 級

附則別表第 2

一般職本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級									
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23

	9月以上 12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上 6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上 9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上 12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上 6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上 9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上 12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上 6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上 9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上 12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上 6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上 9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上 12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上 6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上 9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上 12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上 6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上 9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上 12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上 6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上 9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上 12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上 6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上 9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上 12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上 6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上 9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上 12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上 6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上 9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上 12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上 6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上 9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上 12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上 6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上 9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上 12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
	3月未滿			97	73	101					

25	3月以上 6月未滿		98	73	102					
	6月以上 9月未滿		99	74	103					
	9月以上 12月未滿		100	74	104					
	12月以上		101	75	105					
26	3月未滿		101	75	105					
	3月以上 6月未滿		102	75	106					
	6月以上 9月未滿		103	76	107					
	9月以上 12月未滿		104	76	108					
	12月以上		105	77	109					
27	3月未滿		105	77						
	3月以上 6月未滿		106	78						
	6月以上 9月未滿		107	79						
	9月以上 12月未滿		108	80						
	12月以上		109	81						
28	3月未滿		109	81						
	3月以上 6月未滿		110	82						
	6月以上 9月未滿		111	83						
	9月以上 12月未滿		112	84						
	12月以上		113	85						
29	3月未滿		113							
	3月以上 6月未滿		114							
	6月以上 9月未滿		115							
	9月以上 12月未滿		116							
	12月以上		117							
30	3月未滿		117							
	3月以上 6月未滿		118							
	6月以上 9月未滿		119							
	9月以上 12月未滿		120							
	12月以上		121							
31	3月未滿		121							
	3月以上 6月未滿		122							
	6月以上 9月未滿		123							
	9月以上 12月未滿		124							
	12月以上		125							
32	3月未滿		125							
	3月以上 6月未滿		125							
	6月以上 9月未滿		125							
	9月以上 12月未滿		125							
	12月以上		125							

一般職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28

	12 月以上	45	45	41	53	33	29
13	3 月未滿	45	45	41	53	33	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	54	34	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	55	35	31
	9 月以上 12 月未滿	48	48	44	56	36	32
	12 月以上	49	49	45	57	37	33
14	3 月未滿	49	49	45	57	37	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	58	38	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	59	39	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	48	60	40	36
	12 月以上	53	53	49	61	41	37
15	3 月未滿	53	53	49	61	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	62	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	63	43	39
	9 月以上 12 月未滿	56	56	52	64	44	40
	12 月以上	57	57	53	65	45	41
16	3 月未滿	57	57	53	65	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	66	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	67	47	43
	9 月以上 12 月未滿	60	60	56	68	48	44
	12 月以上	61	61	57	69	49	45
17	3 月未滿	61	61	57	69	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	70	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	71	51	47
	9 月以上 12 月未滿	64	64	60	72	52	48
	12 月以上	65	65	61	73	53	49
18	3 月未滿	65	65	61	73	53	49
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	74	54	50
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	75	55	51
	9 月以上 12 月未滿	68	68	64	76	56	52
	12 月以上	69	69	65	77	57	53
19	3 月未滿	69	69	65	77	57	53
	3 月以上 6 月未滿	70	70	65	78	58	54
	6 月以上 9 月未滿	71	71	66	79	59	55
	9 月以上 12 月未滿	72	72	66	80	60	56
	12 月以上	73	73	67	81	61	57
20	3 月未滿	73	73	67	81	61	57
	3 月以上 6 月未滿	74	74	67	82	62	58
	6 月以上 9 月未滿	75	75	68	83	63	59
	9 月以上 12 月未滿	76	76	68	84	64	60
	12 月以上	77	77	69	85	65	61
21	3 月未滿	77	77	69	85	65	61
	3 月以上 6 月未滿	78	78	70	86	66	62
	6 月以上 9 月未滿	79	79	71	87	67	63
	9 月以上 12 月未滿	80	80	72	88	68	64
	12 月以上	81	81	73	89	69	65
22	3 月未滿	81	81	73	89	69	65
	3 月以上 6 月未滿	82	82	73	90	70	66
	6 月以上 9 月未滿	83	83	74	91	71	67
	9 月以上 12 月未滿	84	84	74	92	72	68
	12 月以上	85	85	75	93	73	69
23	3 月未滿	85	85	75	93	73	69
	3 月以上 6 月未滿	86	86	75	94	74	69
	6 月以上 9 月未滿	87	87	76	95	75	69
	9 月以上 12 月未滿	88	88	76	96	76	69
	12 月以上	89	89	77	97	77	69
24	3 月未滿	89	89	77	97	77	69
	3 月以上 6 月未滿	90	90	77	98	78	70
	6 月以上 9 月未滿	91	91	78	99	79	70
	9 月以上 12 月未滿	92	92	78	100	80	70
	12 月以上	93	93	79	101	81	70
	3 月未滿	93	93	79	101	81	70
	3 月以上 6 月未滿	94	94	79	102	82	70

25	6 月以上 9 月未滿	95	95	80	103	83	
	9 月以上 12 月未滿	96	96	80	104	84	
	12 月以上	97	97	81	105	85	
26	3 月未滿	97	97	81	105	85	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	82	106	86	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	83	107	87	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	84	108	88	
	12 月以上	101	101	85	109	89	
27	3 月未滿	101	101	85	109	89	
	3 月以上 6 月未滿	102	102	85	110	90	
	6 月以上 9 月未滿	103	103	86	111	91	
	9 月以上 12 月未滿	104	104	86	112	92	
	12 月以上	105	105	87	113	93	
28	3 月未滿	105	105	87	113		
	3 月以上 6 月未滿	106	106	87	114		
	6 月以上 9 月未滿	107	107	88	115		
	9 月以上 12 月未滿	108	108	88	116		
	12 月以上	109	109	89	117		
29	3 月未滿	109	109	89	117		
	3 月以上 6 月未滿	110	110	90	118		
	6 月以上 9 月未滿	111	111	91	119		
	9 月以上 12 月未滿	112	112	92	120		
	12 月以上	113	113	93	121		
30	3 月未滿	113	113	93	121		
	3 月以上 6 月未滿	114	114	93	122		
	6 月以上 9 月未滿	115	115	94	123		
	9 月以上 12 月未滿	116	116	94	124		
	12 月以上	117	117	95	125		
31	3 月未滿	117	117	95	125		
	3 月以上 6 月未滿	118	118	95	126		
	6 月以上 9 月未滿	119	119	96	127		
	9 月以上 12 月未滿	120	120	96	128		
	12 月以上	121	121	97	129		
32	3 月未滿	121	121				
	3 月以上 6 月未滿	121	122				
	6 月以上 9 月未滿	121	123				
	9 月以上 12 月未滿	121	124				
	12 月以上	121	125				
33	3 月未滿		125				
	3 月以上 6 月未滿		126				
	6 月以上 9 月未滿		127				
	9 月以上 12 月未滿		128				
	12 月以上		129				

教育職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	1
3	3月未満	5	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1
	12月以上	9	9	9	1
4	3月未満	9	9	9	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2
	6月以上9月未満	11	11	11	3
	9月以上12月未満	12	12	12	4
	12月以上	13	13	13	5
5	3月未満	13	13	13	5
	3月以上6月未満	14	14	14	6
	6月以上9月未満	15	15	15	7
	9月以上12月未満	16	16	16	8
	12月以上	17	17	17	9
6	3月未満	17	17	17	9
	3月以上6月未満	18	18	18	10
	6月以上9月未満	19	19	19	11
	9月以上12月未満	20	20	20	12
	12月以上	21	21	21	13
7	3月未満	21	21	21	13
	3月以上6月未満	22	22	22	14
	6月以上9月未満	23	23	23	15
	9月以上12月未満	24	24	24	16
	12月以上	25	25	25	17
8	3月未満	25	25	25	17
	3月以上6月未満	26	26	26	18
	6月以上9月未満	27	27	27	19
	9月以上12月未満	28	28	28	20
	12月以上	29	29	29	21
9	3月未満	29	29	29	21
	3月以上6月未満	30	30	30	22
	6月以上9月未満	31	31	31	23
	9月以上12月未満	32	32	32	24
	12月以上	33	33	33	25
10	3月未満	33	33	33	25
	3月以上6月未満	34	34	34	26
	6月以上9月未満	35	35	35	27
	9月以上12月未満	36	36	36	28
	12月以上	37	37	37	29
11	3月未満	37	37	37	29
	3月以上6月未満	38	38	38	30
	6月以上9月未満	39	39	39	31
	9月以上12月未満	40	40	40	32
	12月以上	41	41	41	33
12	3月未満	41	41	41	33
	3月以上6月未満	42	42	42	34
	6月以上9月未満	43	43	43	35
	9月以上12月未満	44	44	44	36

	12 月以上	45	45	45	37
13	3 月未滿	45	45	45	37
	3 月以上 6 月未滿	46	46	46	38
	6 月以上 9 月未滿	47	47	47	39
	9 月以上 12 月未滿	48	48	48	40
	12 月以上	49	49	49	41
14	3 月未滿	49	49	49	41
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50	42
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51	43
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52	44
	12 月以上	53	53	53	45
15	3 月未滿	53	53	53	45
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	46
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	47
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	48
	12 月以上	57	57	57	49
16	3 月未滿	57	57	57	49
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	50
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	51
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60	52
	12 月以上	61	61	61	53
17	3 月未滿	61	61	61	53
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	54
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	55
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64	56
	12 月以上	65	65	65	57
18	3 月未滿	65	65	65	57
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	58
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	59
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68	60
	12 月以上	69	69	69	61
19	3 月未滿	69	69	69	61
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	62
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	63
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72	64
	12 月以上	73	73	73	65
20	3 月未滿	73	73	73	65
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	66
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	67
	9 月以上 12 月未滿	76	76	76	68
	12 月以上	77	77	77	69
21	3 月未滿	77	77	77	69
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	70
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	71
	9 月以上 12 月未滿	80	80	80	72
	12 月以上	81	81	81	73
22	3 月未滿	81	81	81	73
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	74
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	75
	9 月以上 12 月未滿	84	84	84	76
	12 月以上	85	85	85	77
23	3 月未滿	85	85	85	77
	3 月以上 6 月未滿	86	86	86	78
	6 月以上 9 月未滿	87	87	87	79
	9 月以上 12 月未滿	88	88	88	80
	12 月以上	89	89	89	81
24	3 月未滿	89	89	89	81
	3 月以上 6 月未滿	90	90	90	82
	6 月以上 9 月未滿	91	91	91	83
	9 月以上 12 月未滿	92	92	92	84
	12 月以上	93	93	93	85
	3 月未滿	93	93	93	85
	3 月以上 6 月未滿	94	94	94	86

25	6 月以上 9 月未滿	95	95	95	87
	9 月以上 12 月未滿	96	96	96	88
	12 月以上	97	97	97	89
26	3 月未滿	97	97	97	89
	3 月以上 6 月未滿	98	98	98	90
	6 月以上 9 月未滿	99	99	99	91
	9 月以上 12 月未滿	100	100	100	92
	12 月以上	101	101	101	93
27	3 月未滿	101	101	101	
	3 月以上 6 月未滿	102	102	102	
	6 月以上 9 月未滿	103	103	103	
	9 月以上 12 月未滿	104	104	104	
	12 月以上	105	105	105	
28	3 月未滿	105	105	105	
	3 月以上 6 月未滿	106	106	106	
	6 月以上 9 月未滿	107	107	107	
	9 月以上 12 月未滿	108	108	108	
	12 月以上	109	109	109	
29	3 月未滿	109	109		
	3 月以上 6 月未滿	110	110		
	6 月以上 9 月未滿	111	111		
	9 月以上 12 月未滿	112	112		
	12 月以上	113	113		
30	3 月未滿	113	113		
	3 月以上 6 月未滿	114	114		
	6 月以上 9 月未滿	115	115		
	9 月以上 12 月未滿	116	116		
	12 月以上	117	117		
31	3 月未滿	117	117		
	3 月以上 6 月未滿	118	118		
	6 月以上 9 月未滿	119	119		
	9 月以上 12 月未滿	120	120		
	12 月以上	121	121		
32	3 月未滿	121	121		
	3 月以上 6 月未滿	122	122		
	6 月以上 9 月未滿	123	123		
	9 月以上 12 月未滿	124	124		
	12 月以上	125	125		
33	3 月未滿	125	125		
	3 月以上 6 月未滿	126	126		
	6 月以上 9 月未滿	127	127		
	9 月以上 12 月未滿	128	128		
	12 月以上	129	129		
34	3 月未滿	129	129		
	3 月以上 6 月未滿	130	130		
	6 月以上 9 月未滿	131	131		
	9 月以上 12 月未滿	132	132		
	12 月以上	133	133		
35	3 月未滿	133			
	3 月以上 6 月未滿	134			
	6 月以上 9 月未滿	135			
	9 月以上 12 月未滿	136			
	12 月以上	137			
36	3 月未滿	137			
	3 月以上 6 月未滿	138			
	6 月以上 9 月未滿	139			
	9 月以上 12 月未滿	140			
	12 月以上	141			
37	3 月未滿	141			
	3 月以上 6 月未滿	142			
	6 月以上 9 月未滿	143			
	9 月以上 12 月未滿	144			
	12 月以上	145			

38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			

医療職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級		
		1 級	2 級	3 級
1	3月未満			1
	3月以上6月未満			1
	6月以上9月未満			1
	9月以上12月未満			1
	12月以上			1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2
	6月以上9月未満	3	3	3
	9月以上12月未満	4	4	4
	12月以上	5	5	5
3	3月未満	5	5	5
	3月以上6月未満	6	6	6
	6月以上9月未満	7	7	7
	9月以上12月未満	8	8	8
	12月以上	9	9	9
4	3月未満	9	9	9
	3月以上6月未満	10	10	10
	6月以上9月未満	11	11	11
	9月以上12月未満	12	12	12
	12月以上	13	13	13
5	3月未満	13	13	13
	3月以上6月未満	14	14	14
	6月以上9月未満	15	15	15
	9月以上12月未満	16	16	16
	12月以上	17	17	17
6	3月未満	17	17	17
	3月以上6月未満	18	18	18
	6月以上9月未満	19	19	19
	9月以上12月未満	20	20	20
	12月以上	21	21	21
7	3月未満	21	21	21
	3月以上6月未満	22	22	22
	6月以上9月未満	23	23	23
	9月以上12月未満	24	24	24
	12月以上	25	25	25
8	3月未満	25	25	25
	3月以上6月未満	26	26	26
	6月以上9月未満	27	27	27
	9月以上12月未満	28	28	28
	12月以上	29	29	29
9	3月未満	29	29	29
	3月以上6月未満	30	30	30
	6月以上9月未満	31	31	31
	9月以上12月未満	32	32	32
	12月以上	33	33	33
10	3月未満	33	33	33
	3月以上6月未満	34	34	34
	6月以上9月未満	35	35	35
	9月以上12月未満	36	36	36
	12月以上	37	37	37
11	3月未満	37	37	37
	3月以上6月未満	38	38	38
	6月以上9月未満	39	39	39
	9月以上12月未満	40	40	40
	12月以上	41	41	41
12	3月未満	41	41	41
	3月以上6月未満	42	42	42
	6月以上9月未満	43	43	43
	9月以上12月未満	44	44	44

	12 月以上	45	45	45
13	3 月未滿	45	45	45
	3 月以上 6 月未滿	46	46	46
	6 月以上 9 月未滿	47	47	47
	9 月以上 12 月未滿	48	48	48
	12 月以上	49	49	49
14	3 月未滿	49	49	49
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52
	12 月以上	53	53	53
15	3 月未滿	53	53	53
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56
	12 月以上	57	57	57
16	3 月未滿	57	57	57
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60
	12 月以上	61	61	61
17	3 月未滿	61	61	61
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64
	12 月以上	65	65	65
18	3 月未滿	65	65	65
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68
	12 月以上	69	69	69
19	3 月未滿	69	69	69
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72
	12 月以上	73	73	73
20	3 月未滿	73	73	73
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75
	9 月以上 12 月未滿	76	76	76
	12 月以上	77	77	77
21	3 月未滿	77	77	77
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79
	9 月以上 12 月未滿	80	80	80
	12 月以上	81	81	81
22	3 月未滿	81	81	81
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83
	9 月以上 12 月未滿	84	84	84
	12 月以上	85	85	85
23	3 月未滿	85	85	85
	3 月以上 6 月未滿	86	86	86
	6 月以上 9 月未滿	87	87	87
	9 月以上 12 月未滿	88	88	88
	12 月以上	89	89	89
24	3 月未滿	89	89	89
	3 月以上 6 月未滿	90	90	90
	6 月以上 9 月未滿	91	91	91
	9 月以上 12 月未滿	92	92	92
	12 月以上	93	93	93
	3 月未滿	93	93	93
	3 月以上 6 月未滿	94	94	94

25	6月以上9月未滿	95	95	95
	9月以上12月未滿	96	96	96
	12月以上	97	97	97
26	3月未滿	97	97	97
	3月以上6月未滿	98	98	98
	6月以上9月未滿	99	99	99
	9月以上12月未滿	100	100	100
	12月以上	101	101	101
27	3月未滿	101	101	101
	3月以上6月未滿	102	102	102
	6月以上9月未滿	103	103	103
	9月以上12月未滿	104	104	104
	12月以上	105	105	105
28	3月未滿	105	105	105
	3月以上6月未滿	106	106	106
	6月以上9月未滿	107	107	107
	9月以上12月未滿	108	108	108
	12月以上	109	109	109
29	3月未滿	109	109	109
	3月以上6月未滿	110	110	110
	6月以上9月未滿	111	111	111
	9月以上12月未滿	112	112	112
	12月以上	113	113	113
30	3月未滿	113	113	113
	3月以上6月未滿	114	114	114
	6月以上9月未滿	115	115	115
	9月以上12月未滿	116	116	116
	12月以上	117	117	117
31	3月未滿	117	117	117
	3月以上6月未滿	118	118	118
	6月以上9月未滿	119	119	119
	9月以上12月未滿	120	120	120
	12月以上	121	121	121
32	3月未滿	121	121	
	3月以上6月未滿	122	122	
	6月以上9月未滿	123	123	
	9月以上12月未滿	124	124	
	12月以上	125	125	
33	3月未滿	125	125	
	3月以上6月未滿	126	126	
	6月以上9月未滿	127	127	
	9月以上12月未滿	128	128	
	12月以上	129	129	
34	3月未滿	129	129	
	3月以上6月未滿	130	130	
	6月以上9月未滿	131	131	
	9月以上12月未滿	132	132	
	12月以上	133	133	
35	3月未滿	133	133	
	3月以上6月未滿	134	134	
	6月以上9月未滿	135	135	
	9月以上12月未滿	136	136	
	12月以上	137	137	
36	3月未滿	137	137	
	3月以上6月未滿	138	138	
	6月以上9月未滿	139	139	
	9月以上12月未滿	140	140	
	12月以上	141	141	
37	3月未滿	141	141	
	3月以上6月未滿	142	142	
	6月以上9月未滿	143	143	
	9月以上12月未滿	144	144	
	12月以上	145	145	

38	3月未滿	145	145	
	3月以上6月未滿	146	146	
	6月以上9月未滿	147	147	
	9月以上12月未滿	148	148	
	12月以上	149	149	
39	3月未滿	149		
	3月以上6月未滿	150		
	6月以上9月未滿	151		
	9月以上12月未滿	152		
	12月以上	153		
40	3月未滿	153		
	3月以上6月未滿	154		
	6月以上9月未滿	155		
	9月以上12月未滿	156		
	12月以上	157		
41	3月未滿	157		
	3月以上6月未滿	158		
	6月以上9月未滿	159		
	9月以上12月未滿	160		
	12月以上	161		

附則別表第3

旧級が一般職本給表(一)の11級である職員の新号給

旧号給	新級		
	経過期間		
1	3月未満	1	10級
	3月以上6月未満	1	10級
	6月以上9月未満	1	10級
	9月以上12月未満	1	10級
	12月以上	1	10級
2	3月未満	1	10級
	3月以上6月未満	1	10級
	6月以上9月未満	1	10級
	9月以上12月未満	1	10級
	12月以上	1	10級
3	3月未満	1	10級
	3月以上6月未満	1	10級
	6月以上9月未満	1	10級
	9月以上12月未満	1	10級
	12月以上	1	10級
4	3月未満	1	10級
	3月以上6月未満	1	10級
	6月以上9月未満	1	10級
	9月以上12月未満	1	10級
	12月以上	1	10級
5	3月未満	1	10級
	3月以上6月未満	1	10級
	6月以上9月未満	1	10級
	9月以上12月未満	1	10級
	12月以上	1	10級
6	3月未満	1	10級
	3月以上6月未満	1	10級
	6月以上9月未満	1	10級
	9月以上12月未満	1	10級
	12月以上	1	10級
7	3月未満	1	10級
	3月以上6月未満	2	10級
	6月以上9月未満	3	10級
	9月以上12月未満	4	10級
	12月以上	5	10級
8	3月未満	5	10級
	3月以上6月未満	6	10級
	6月以上9月未満	7	10級
	9月以上12月未満	8	10級
	12月以上	9	10級

9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

旧級が教育職本給表の5級である職員の新号給

旧号給	新級		
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1

9	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
10	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
11	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
12	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
13	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
14	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
15	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
16	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1

17	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
18	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
19	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	1
	6月以上9月未満	55	1
	9月以上12月未満	56	1
	12月以上	57	1
20	3月未満	57	1
	3月以上6月未満	58	2
	6月以上9月未満	59	3
	9月以上12月未満	60	4
	12月以上	61	5
21	3月未満	61	5
	3月以上6月未満	62	6
	6月以上9月未満	63	7
	9月以上12月未満	64	8
	12月以上	65	9
22	3月未満	65	9
	3月以上6月未満	66	9
	6月以上9月未満	67	10
	9月以上12月未満	68	10
	12月以上	69	11
23	3月未満	69	11
	3月以上6月未満	70	11
	6月以上9月未満	71	12
	9月以上12月未満	72	12
	12月以上	73	13